



平成28年5月23日

各 位

会社名 株式会社エンチャー  
代表者名 代表取締役社長 遠藤 健夫  
(JASDAQ・コード8208)  
問合せ先 経営企画室長 鈴木 一精  
TEL (0545) 57-0850

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月23日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第55回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業の展開に備えて、現行定款第2条（目的）について事業目的を追加するものであります。
- (2) 業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、それらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第26条（取締役の責任免除）に第2項を新設するとともに、現行定款第34条（監査役の責任免除）第2項の規定の一部を変更するものであります。  
なお、現行定款第26条第2項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～23. (条文省略) 24. 発電および電気の供給、販売 25. ～38. (条文省略) 第3条～第25条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) (新 設)	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～23. (現行どおり) 24. 発電および電気の供給、販売、 <u>仲介、代理</u> 25. ～38. (現行どおり) 第3条～第25条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) 2 <u>当社は、会社法427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

<p>第27条～第33条（条文省略） （監査役の責任免除） 第34条（条文省略） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第35条～第39条（条文省略）</p>	<p>第27条～第33条（現行どおり） （監査役の責任免除） 第34条（現行どおり） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第35条～第39条（現行どおり）</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会	平成28年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日（予定）

以上